	「集中対策期間」における主な感染防止対策の取組 資料4			
	警戒ステージ・集中対策期間(主な協力要請)	感染拡大防止・医療提供体制の整備	広報・普及啓発	
10月28日 ステージ2	◎集中対策期間(10/28~11/10) ・体調が悪い場合、外出自粛 ・飲酒を伴う場面など、感染リスクを回避する行動の実践	 ・救急安心センターさっぽろ (#7119) の人員体制増強 (10月~) ・発熱外来スタート (11/2~) ・他自治体の保健師等の受入による保健所体制の強化、医療機関支援 (11/3~) ・PCR検査センター等の機能拡充による積極的検査の実施 	・市公式ツイッターで注意喚起を発信(10/28~) ・経済団体等を通じ、市内事業者への感染防止の取組等を要請(10/29~) ・イオングループ店舗において差別偏見防止の市長メッセージを店内放送により発信(10月~11/8) ・すすきの地区においてマスク未着用者への着用啓発(10/30~) ・ハロウィンイベント実施店舗へのご意喚起	
11月7日	●集中対策期間(11/7~11/27)・体調が悪い場合、外出自粛・飲酒を伴う場面など、感染リスクを回避する行動の実践	・医療機関に更なる受入体制の増強を要請(11/9、11/18) ・宿泊療養施設(東横INNすすきの交差点)受入開始(11/13) ・第2PCR検査センターの開設(11/19)	・発熱外来体制の周知(広報誌掲載、ポスター掲示など) ・すすきの地区の接待飲食店等を戸別訪問し、営業時短等の協力要請(11/7~) ・協力支援金のホームページでの情報公開、コールセンター開設(11/7~) ・若年層向け4コマ漫画による感染防止策を発信(11/9~)	
ステージ3 11月17日	・すすきの地区の酒類提供施設を利用しない(22時~翌5時) ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出自粛 市外との不要不急の往来自粛	・市内医療機関に感染拡大防止に向けた注意喚起文書を送付、札幌市の現状の課題や対策について 情報提供(11/20) ・クラスターが発生した病院や高齢者施設等での現地対策本部の設置や、施設職員に対する感染管理や	・経済団体等を通じ、市内事業者への感染防止の取組等を要請(11/9~、11/18~、11/27~)・すすきの地区においてパトロール車を巡回し、営業時短等を周知啓発(11/11~)	
ステージ4 相当 11月26日	・すすきの地区の酒類提供施設を利用しない(22時〜翌5時) ・すすきの地区の営業時短等要請(22時〜翌5時) ⑤集中対策期間(11/28〜12/11) ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出自粛	対策等の直接指導・助言(適宜)	・地下鉄中づり・ホーム柵に予防啓発ポスターを掲示、WEB・SNS広告を活用した啓発(11/13~)・すすきの地区のコンビニに定期的な店舗単位でのPCR受検勧奨啓発ポスターを掲出(11/26~)・医療従事者等へ感謝の気持ちを届けるため、時計台等ブルーライトアップを実施(11/20)・すすきの地区店舗実務者との意見交換会(11/25)	
ステージ4 相当	市外との不要不急の往来自粛 ・市内接待飲食店を利用しない。 ・すすきの地区の酒類提供施設を利用しない(22時~翌5時) ・市内の接待飲食店の休業要請 ・すすきの地区の営業時短等要請(22時~翌5時)		・薄野ビルヂング協会を通じ、協会員へのPCR受検勧奨チラシを配布(11/25~) ・感染症専門家によるすすきの観光協会向け講話の実施(11/26) ・フリーペーパー(すすきの通信12月号)にPCR受検勧奨広告を掲載 ・差別偏見防止啓発ポスターを小中学校や各区役所に掲出(11/28~)	
12月10日	◎集中対策期間【年末年始の取組】 (12/12~1/15) 【休業や外出自粛】 (12/12~12/25) ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出自粛 市外との不要不急の往来自粛	 ・療養病床を持つ医療機関に対しクラスターの発生等を踏まえ通知により感染防止対策を注意喚起(12/10) ・民間観光施設用サーマルカメラの設置に対する補助(12/15~) ・療養病床を持つ医療機関の従事者の健康管理の徹底と定期的PCR検査の実施(12/21~) 	・接待を伴う飲食店向けの感染症対策マニュアルの作成(接客ルール、従業員の定期的なPCR検査、営業再開までのルール等)(12/15~) ・すすきの地区新型コロナ対策勉強会(12/16・1/13) ・感染者が増加傾向にある保育所中学校と高校に注意喚起の文書送付(12/10・12/17)	
ステージ4 相当	・市内接待飲食店を利用しない。 ・5人以上・2時間以上の飲食自粛 ・すすきの地区の酒類提供施設を利用しない(22時~翌5時) ・市内の接待飲食店の休業要請 ・すすきの地区の営業時短等要請(22時~翌5時)	・ワクチン接種事業の体制整備(1月~) ・オンライン診療の開始(1/4~) ・介護等が必要な陽性患者の入院受入医療機関の増強に向けて対応医療機関の募集(1/14~) ・地下鉄、路面電車車内の抗ウイルス化・抗菌加工(1月末までに完了予定)	・経済団体等を通じ、市内事業者への感染防止の取組等を要請(12/11~、12/25~、1/8~)・地下歩行空間で予防意識啓発の柱巻きポスターを掲示(12/26~)・知事、市長会長、町村会長との共同メッセージ(12/24)・年末年始等の感染防止対策啓発のテレビCM放送や新聞広告掲載(12/25~)	
12月24日 ステージ4	●集中対策期間 (12/26~1/15) ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出自粛市外との不要不急の往来自粛・5人以上・2時間以上の飲食自粛	・地下鉄改札機・券売機等のタッチパネル部分に抗ウイルス、抗菌性能のあるフィルム貼付(2月~3月) ・年末年始の入院受入や発熱外来等の医療体制整備 ・重症化リスクの高い方が多くいる福祉施設(入所型高齢者施設等)の重点的なPCR検査の実施 ・大晦日における地下鉄の延長運転中止	・駅前通りの地下街出入口に予防啓発の広告を掲示(12/26~1/8) ・医師会長、市長の連名にて市内医療機関に対し、医療機関における差別偏見防止啓発文書を発出(12/24) ・日本生命(まちづくりパートナー協定企業)を通じて、差別偏見防止啓発チラシを配布(12/21~) ・すすきの地区における街頭放送での感染予防対策の呼びかけ(12/28~)	
相当	 ・市内の接待飲食店を利用しない(22時~翌5時) ・市内の接待飲食店の営業時短要請(22時~翌5時) ◎集中対策期間(1/16~2/15) 	・すすきの地区における定期的な店舗単位でのPCR検査の拡充(1/28~)	・経済団体等を通じ、市内事業者への感染防止の取組等を要請(1/15~)	
1/114/1	・緊急事態宣言の対象となっている区域との不要不急の往来を控える ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出自粛 市外との不要不急の往来自粛 ・できる限り同居していない方との飲食は控える	・定期的なPCR検査に協力している店舗において感染者が出た場合、店舗消毒等の費用を支援 (1/28~) ・観光イベント用サーマルカメラの導入(2/3~) ・自宅療養者に対し、パルスオキシメーターの貸与開始(2/8~)	・すすきの地区新型コロナ対策研修会の開催(1/27) ・道内初の感染確認から1年を迎えた節目において、医療従事者等への感謝を表すブルーライトアップの実施 (1/22)	
ステージ4 相当	・市内の接待飲食店の営業時短要請(22時〜翌5時) ・市内の接待飲食店を利用しない(22時〜翌5時) ・すすきの地区の酒類提供施設を利用しない(22時〜翌5時) ・すすきの地区の営業時短等要請(22時〜翌5時)	・市内中小事業者等ヘテレワークに関する専門家派遣等の支援(2/10~)		
2月13日	◎集中対策期間(国内で緊急事態宣言が発令されている間)→2/26に「3/7まで」に変更<2/28まで>・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出自粛	・高齢者施設を対象とした定期的な P C R 検査の実施(2/1~) ・市有観光施設用サーマルカメラの整備(2/8~) ・障がい福祉施設を対象とした定期的な P C R 検査の実施(2/15~) ・市内全ての病院を対象としたクラスター対策に関するオンラインセミナーの実施(2/17・2/24)	・感染対策事例集(部活動・寮生活)の作成・周知(1/14〜) ・経済団体等を通じ、市内事業者への感染防止の取組等を要請(2/15〜) ・市内の大学・短期大学・専修学校に対する感染対策リーフレット(新入生用)の周知(2/24〜) ・大学連携ネットワークを活用した感染対策リーフレット(在校生用)の周知(2/24〜)	
ステージ4 相当 ※2/28で終了	市外との不要不急の往来自粛 ・市内の飲食店を利用しない(22時~翌5時) ・市内の接待飲食店の営業時短要請(22時~翌5時) <3/7まで>	・接待を伴う飲食店向けの感染症対策マニュアルに沿った対策を実践している事業者に対して、ステッカーの交付や、助成金を支給(3/5~)	・市公式ホームページへの市内大学生等に向けた新型コロナウイルス関連情報の掲載(2/24~) ・市内飲食店向け感染対策掲示物の配布(2/25~) ・市内郵便局を通じて、差別偏見防止啓発ポスターの掲出(2/24~) ・接待を伴う飲食店向けの感染症対策マニュアルをすすきの地区の接待を伴う飲食店に配付(3/1)	
※2/28 C# →ステージ3	・緊急事態宣言の対象となっている区域との不要不急の往来を控える・できる限り同居していない方との飲食は控える		・すすきの地区店舗消毒等支援金の情報発信強化(3/1~) ・市内の大学生等に向けたツイッターによる情報発信(3/8~) ・経済関係団体と連携した感染防止対策のW E B 講演会の実施(3/5~)	
3月6日	・集中対策期間を3/7で終了 ・「新北海道スタイル」を実践する飲食店を利用 ・同居以外の方との飲食は4人以内で「黙食」を実践 ・重症化リスクの高い方とはする際は、リスクを回避する行動を取る	・店舗単位 P C R 検査受付システムの実証実験(3/8~) ・区役所窓口の混雑緩和対策(3/27~3/31) ・すすきの地区における定期的な P C R 検査の受検店舗の公表(3月下旬以降予定)	・経済団体等を通じ、市内事業者への感染防止の取組等を要請(3/8~) ・すすきの観光協会と連携した感染事例などの情報発信(3/10~) ・ポスター及びチラシにより、転入者に対して感染防止対策の注意喚起(3/15~) ・マンガやキャラクターを活用し、卒業生向けの注意喚起をソイッターで配信(3/15~)	
ステージ3	・感染拡大地域への訪問は、慎重に検討 ・緊急事態宣言の対象となっている区域との不要不急の往来を控える		・すすきの地区新型コロナ対策オンラインセミナーの開催(3/17) ・人の移動増加時期に向けた感染予防啓発の新聞広告を掲載(3/19~21) ・日本ハムファイターズと連携した差別偏見防止や感染防止啓発の実施(3/30~) ・「医者の日」に合わせた医療従事者等への感謝を表すブルーライトアップの実施(3/30)	